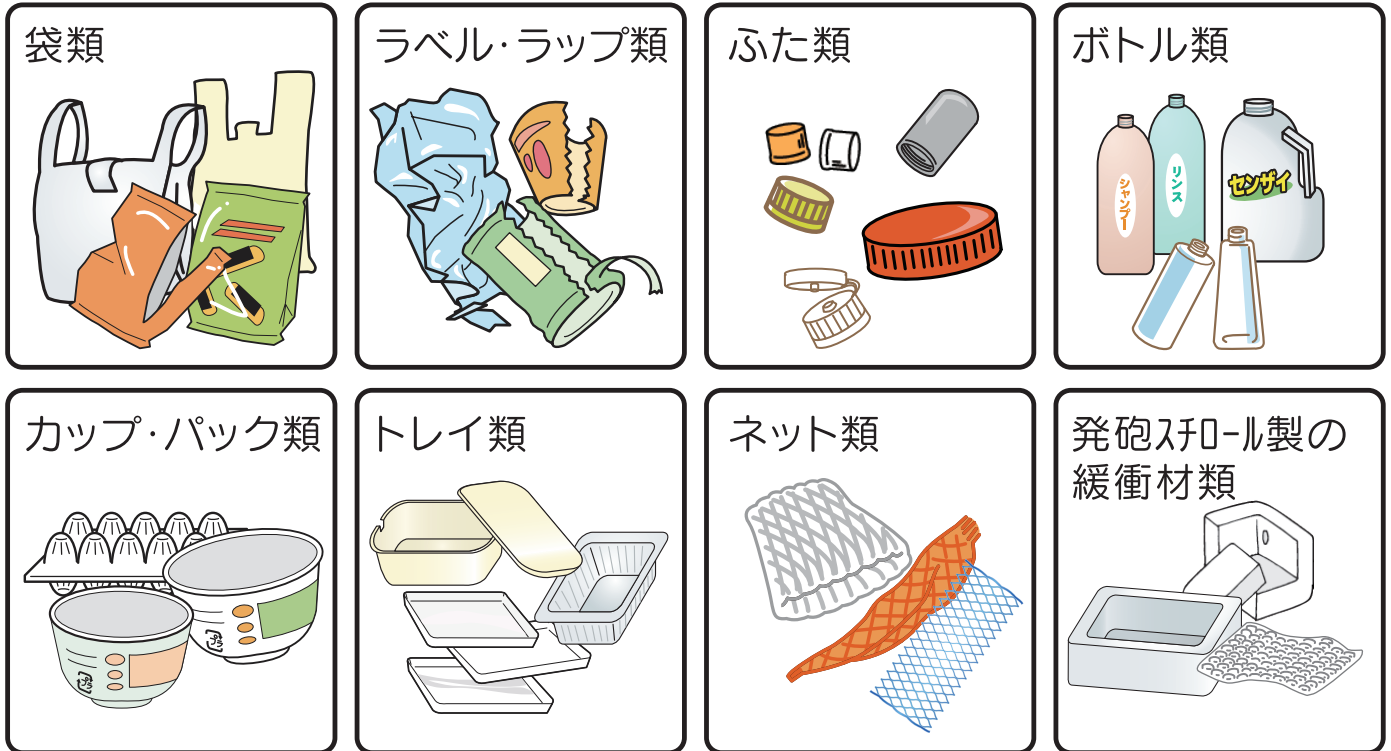


## プラスチック製容器包装【プラ容器】とは

商品の中身を取り出したり食べたりして不要になる、プラスチック製の容器や包装のことです。野木町ではプラスチック製容器包装を略してプラ容器と呼びます。私たちの身の回りにはたくさんのプラ容器が存在します。野木町の家庭から排出される可燃ごみのうち、約30%を占めています。プラ容器には識別マークの表示が義務付けられているので、簡単に見分けることができます。(資源有効利用促進法)



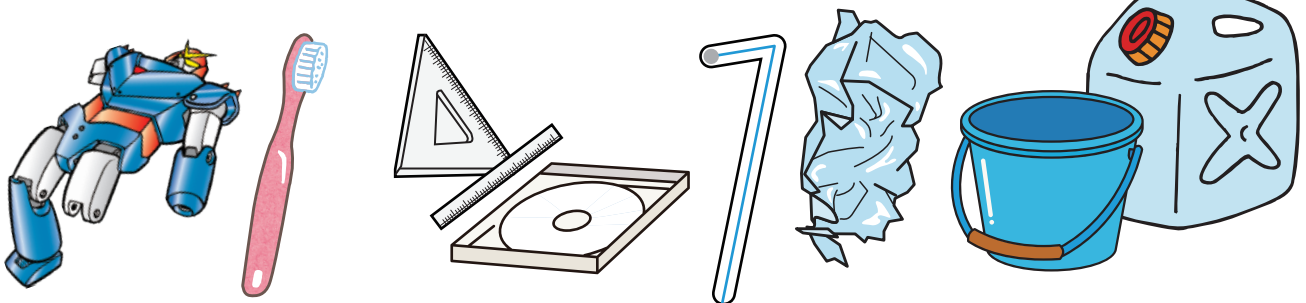
### ●プラ容器として収集するもの



### ●対象外となるもの(プラ容器として収集しないもの)

商品そのもの⇒可燃ごみ(硬質・軟質問わず可燃ごみとなります)

例:プラスチック製のおもちゃや文具、CDケース、ストロー、バケツ、ポリタンク、歯ブラシ、家庭で使ったラップなど



汚れているもの(汚れが落としにくいもの)⇒可燃ごみ

例:わさびやからし、歯磨き粉のチューブ、マヨネーズやソース、食用油の容器など

※汚れが落としにくいものの例です。

汚れが取れば対象となります。



## プラ容器の出し方(週一回収集)

集積所には次のように出してください。

**1** 中身を完全に使い切り、軽く洗って汚れを取り除く



**2** 透明または白色半透明の袋に入れる



**3** プラ容器の日(週一回)に、可燃ごみの集積所へ出す



※袋は二重にしないでください。必ず一重にして出してください。

## 剪定枝の出し方(月二回収集)

剪定枝とは庭木などを剪定した木の枝のことです。集積所には次のように出してください。なお、集積所に出すことができる剪定枝は、**太さ10cm、長さ60cm以下**となります。これより大きい剪定枝は、南部清掃センターに直接持ち込むことができます。直接持ち込むことができる剪定枝は、**太さ20cm、長さ1m以下**となります。

**1**

- ・長さ60cm以下に切り束ねる
- ・束ねる際は、紙ひもか麻ひもで



**2**

- ・剪定枝の日(月二回)に可燃ごみの集積所へ出す



※石や金属が混入しないようご注意ください。

## 剪定枝として出せないもの

リサイクルする都合上、次のようなものは剪定枝として出すことができません。

### ●庭木などを剪定した木の枝(幹)でないもの

- 刈り草、草花 ⇒可燃ごみ
- 落ち葉 ⇒可燃ごみ
- 木くず ⇒可燃ごみ



## ●毒性のある植物

毒性のあるキョウチクトウ、ユズリハ、シキミ、あせび、うるしなどの植物⇒可燃ごみ

キョウチクトウ



ユズリハ



シキミ

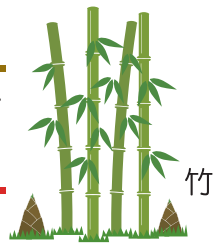


## ●繊維質の多い植物

繊維質の多いシュロ、竹、笹、篠などの植物⇒可燃ごみ

## ●病虫害に侵された植物

松くい虫、赤星病、腐った樹木等⇒可燃ごみ



## よくある質問 (FAQ)

### Q.どのようにリサイクルするのですか？

A. プラスチック製容器包装は南部清掃センターで異物を取り除いてから、運搬しやすいようサイコロ状に梱包します。サイコロ状に梱包されたプラスチック製容器包装は、日本容器包装リサイクル協会に引渡し、日本容器包装リサイクル協会が委託する再生処理業者において、プラスチックの原材料や燃料などに生まれ変わります。また、剪定枝は南部清掃センターでチップ状に加工し、たい肥の原料や燃料などに生まれ変わります。

### Q.プラスチック製容器包装はどうして洗わないとダメなのですか？

A. 汚れや臭いのあるものは、資源としてリサイクルができないためです。なお、プラスチック製容器包装に混入された異物は、南部清掃センターで手作業によって取り除く必要があるため、**汚れや臭いのあるものは混ぜないでください。**

### Q.プラスチック製容器包装は汚れをどの程度落とせばいいのですか？

A. 中身を使い切り、サッと水洗い、目で見て全体的にベッタリと汚れが付着していない程度で大丈夫です。サッと水洗いして汚れが落ちないようなものは可燃ごみとして出してください。

## 最後に

野木町から排出されるごみの量を減らし、リサイクル率を向上させるには皆様のご協力が必要不可欠です。今後とも、ごみの分別により一層のご協力をお願いします。

「ごみ」に関するお問い合わせは  
野木町町民生活部生活環境課リサイクル推進室  
TEL 0280-57-4246,4247

